

予算執行調査

四国財務局 理財部 主計実地監査官 島 健二

予算執行調査とは、財務省主計局及び全国の財務局の担当者が、予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から、それぞれの問題意識に応じて選定した事業の執行の実態を調査し、予算の効率化に向けて改善すべき点等について指摘を行うための調査で、平成 14 年から実施しているものです。予算の PDCA サイクルに当てはめると、「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」の機能に該当するもので、調査結果をその後の「プラン（予算編成）」に活かすことを目的としています。また、予算執行調査は、財政法第 18 条の規定による予算の調整機能（予算調整権）や会計法第 46 条の規定による監査・報告徴収権（46 監査）など、財務大臣が有する国庫大臣としての財政総括権能を根拠（背景）として行われていますが、強制力のある調査ではなく、任意調査と位置付けられています。

以上、予算執行調査の概要について簡単にふれましたが、実際の事務においては、それぞれの事業の問題点を探すことから始まります。新聞、報道等で問題視されているものや、その他日常において疑問を感じる事等、常にアンテナを張り巡らし予算執行調査の対象とする事業の掘り起こしに努めています。また、対象事業の選定作業に際しては、期待される調査の結果を見越しての掘り起こしが必要であり、どのような調査項目を設定するかなど、調査票の内容まで考えながらの選定となります。この調査票

作成に際しては、先に述べましたとおり、予算執行調査が任意調査であるという位置付けから、調査対象先の協力が不可欠で、調査に協力しやすいよう極力記述式のものとは避け、選択式の調査票とするよう心がけています。こうして対象事業が決定され、調査が開始されることとなりますが、取りまとめ担当局となった場合は、全国調査であることから、調査開始に当たり、調査要領の作成、調査票記載要領の作成及び調査票回収後の集計表なども当然のことながら作成することとなり、それらの資料を全国の財務（支）局及び沖縄総合事務局へ送付し調査開始の指示を行います。また、調査票回収後は集計作業や集計結果の分析等を行い、事業の改善すべき点等について整理を行うこととなります。

このように予算執行調査は、財務省主計局において把握しきれない地方の状況を、全国の財務局を活用し、より詳しく把握することで、次年度以降の予算に反映させることとなるため、財務局は予算編成の一翼を担っているといっても過言ではないと自負しています。予算執行調査は、まだその歴史は浅いですが、今後も充実・強化させることにより、財務省主計局との連携のもと、効率的な予算の使用といった観点からも予算編成になくてはならない事務として益々育っていくことを期待しており、その事務に現在携わっていることにやりがいと誇りを感じています。